

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○道路の区域変更 告 示 公 告	(道路課)	一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 告 示	(税務課)	一
○開発行為に関する工事の完了(三件) 告 示	(建築宅地課)	一

告 示

○宮城県告示第一号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。
その関係図面は、平成二十八年一月五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十八年一月五日

一 道路の種類 県道
二 道路名 石巻鮎川線
三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
前A	後	九・八〇五四・九	一、六四〇・〇

公 告

石巻市小網倉浜戸根窪山二九番三地先から
同市清水田浜尾崎三五番一地先まで

後	
B	A
九・六〇九四・二	九・八〇五四・九
一、六四〇・〇	一、六四〇・〇

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十八年一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十七年年度税制改正に伴うシステム修正(納税関係)業務 一式
 - 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 契約の相手方を決定した日 平成二十七年十二月十四日
 - 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
 - 契約金額 二千八百九十四万四千円
 - 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号及び地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の二第一項第二号に該当
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
岩沼市南長谷字原二百三十番、二百三十一番、二百三十三番、二百三十四番、二百三十九番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
仙台市宮城野区榴ヶ岡二丁目二番十一号

株式会社みつば

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年一月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城郡利府町澤乙字深山四十二番一の一部、七十一番一の一部、七十一番二の一部、七十一番三の一部、七十四番一の一部、八十番一の一部、八十五番八、八十五番九、八十五番十、八十六番一の一部、八十七番五の一部、八十七番十、九十一番六、四十二番一地先の道の一部、八十五番八地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

鈴木 孝也

宮城郡利府町沢乙字深山四十二番地

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年一月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本吉郡南三陸町歌津字峰畑七十四番一の一部、七十四番二、七十四番八の一部、七十四番十の一部、七十五番一の一部、七十五番二の一部、七十六番一、七十六番二の一部、七十七番一の一部、八十番二の一部、百四十四番一の一部、百四十四番三の一部、百四十四番二十七の一部（一工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

南三陸町